東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律
施行規則の概要について

１　趣旨

東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（平成２３年法律第４３号。以下「特例法」という。）第４条第２項の規定により土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第８７条の２第４項の規定を読み替えて適用する場合における土地改良法施行令（昭和２４年政令第２９５号）５０条の２の７の規定を実施するため、東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律施行規則を制定する。

２　概要

特例法第４条第２項の規定により読み替えて適用する土地改良法第８７条の２第４項においては、同意徴集の簡素化の範囲を従来の取扱いより広げることとしているが、同意徴集の簡素化を行う際には、同項において政令で定める要件に適合することとしている。政令で定める要件のうち、土地改良法施行令第４８条の２第１号ロ及び第４８条の３第２号ロにおいては「土地改良施設の管理方法その他の事項につき農林水産省令で定める重要な部分の変更」がないこととされており、今回、同意徴集の簡素化の範囲を広げたことに伴い、農林水産省令で定める重要な部分について従来と異なる取扱いをすべく、所要の規定を整備することとする。

具体的には、重要な部分は土地改良法施行規則（昭和２４年農林省令第７５号）第３８条の２第１項第２号に掲げる事項とされており、同号に掲げる事項のうち「貯水、放流、取水、導水及び排水の時期並びに水量」を重要な部分から外す取扱いをすることとする。

３　施行期日

公布の日